

令和2年度事業計画

人の可能性の探求

ホームヘルプ事業所りべるたす

グループホーム・短期入所・日中一時支援りべらる

りべるたすクリニック

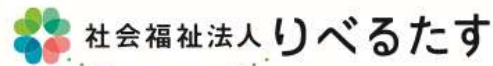
訪問看護ステーションりべるたす

WORK STATION りべるたす

相談支援センターこすもす

喀痰吸引等研修事業所

事業計画をお読み下さる皆様へ



当法人の事業計画にご関心をお寄せ頂き、ありがとうございます。一人でも多くの方にお読みいただけることを願いながら作成をしています。

我々は主に地域の皆様に分かりやすく事業をすることを心掛けています。そして、当法人の事業が少しでも地域のお役に立てるよう、社会福祉法人としての役割を自覚した事業運営にしたいと考えております。

さて、平成31年度は、グループホームの8床増床、管理者や職員体制の再編、管理者研修・管理者会議・職員研修の重点的な実施、事務の効率化を目指した体制構築を行いました。

また、主な出来事では、秋に台風15号・19号の直撃を受け、停電等の被害に遭ったことと、現在は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響で、グループホームにお住まいの方にはいろいろとご不便をおかけしております。今は歴史に残る時間を過ごしている感覚で日々を過ごしています。アルコール、使い捨て手袋、マスク等の衛生物品が不足しており、「武器」がない中での感染症対策を強いられております。今できることは、感染を持ち込まないことを徹底するため、グループホームにおいて、面会の原則禁止、可能な限り病院受診を先延ばしにし、当法人のクリニックで薬の処方を行うこと、入居者の方々の公共交通機関の利用の制限等について、様々な方のご協力をいただきながら行っております。そして、当法人のグループホームにかかわる他法人と同じ足並みで感染対策を行うことを徹底しています。

これらの状況については、その都度、ホームページ、SNS等で発信し、感染症対策についての具体策についてお知らせさせて頂いております。令和2年度前半は、新型コロナ対策をしっかりと行い、利用者様の命を守ることを第一に、気を引き締めて職務に邁進したい所存です。そのような中、ワークステーションでは、布製マスクを製作・販売させていただき事業を開始したところ、この取り組みが、NHKの首都圏ネットワークで取り上げられたこともあり、全国からご購入のご依頼を頂いております。また、地域の方もボランティアでマスク製作にご協力くださり、作業を進めております。ピンチこそ、社会貢献のチャンスと考えている当事者スタッフの努力は大変素晴らしいものです。明るく、かつ、気を引き締めて新型コロナウイルス感染拡大の危機を乗り越えられるようにしたいものです。

また、2019年秋の台風については、千葉市では台風15号の影響で最大9万世帯が停電し、井戸水利用世帯や集合住宅の一部では、この停電により、事実上の断水になりました。当法人では、川戸のグループホーム、千葉寺のグループホームで停電があり、リーフと発電機を使って電気を供給致しました。台風直後には大変な猛暑となり、電気を効率的に使うために、入居者の皆様にはホールに集合いただき、緊急度の高い方から、クリニックやほかのグループホーム、公民館への避難を行いました。利用者様にはご苦勞をおかけしたことを申し訳なく思いつつも、この事態に落ち着いてご協力いただきました。災害は先が見えず、いつまで続くのかと思うと気持ちが落ち込みやすいですが、リべるたすスタッフも利用者様も地域の方も皆が励まし合い、1つのチームになり、共にこの台風被害を乗り越えられたことは大きな成果と考えております。今後も万全な体制で災害対策ができるよう、日々精進していきたいと思っております。

令和2年度のテーマとしたいことは、引き続き「生活から活躍できる機会へ」「地域の中で活動する」「働き方改革」「ICTの導入」です。また、これら実現のために必要なことは「事業の効率化」「事業の安定的な経営」「人材育成」「コンプライアンスの徹底」と考えております。具体的対応として、これまで就労が不可能と思われてきた方々の就労の仕組みづくり、誰もが活躍できる社会への実現を目指し続けること、地域で暮らしていることを実感できる暮らし方につなげること、仕事の効率化、情報共有にICTの活用を念頭に事業を行ってまいります。今年度は基盤づくりに終始してしまいましたので、来年度には成果を上げたいと思っております。

これを書いている今日もコロナ対策でいっぱいです。感染は避けられないかもしれませんが、どんな状況でも福祉は断らず継続できるようにすること、そして一人一人が自覚をもち真に地域全体で連携していくことを大切にしていきます。地域のグループホームに複数法人が関わっても感染のリスクが高くなることはないようにし、ユーザーも職員も関わる人全ての可能性を信じ、今できる最大限を祈るような気持ちで行い、令和2年度へ突入いたしたいと思っております。来年度もどうぞよろしくお願いいたします。



令和2年3月31日

社会福祉法人りべるたす
理事長 伊藤佳世子

ご挨拶



昨年度は、拡大していく事業に対して、事業管理者を含めた組織編成を変更し、事業拡大に向けた体制を整えた一年でした。

今年度は、新たにグループホームの増床や相談支援体制の強化など取り組むべき計画に対応するため、新しい体制が機能的に動くように管理者層の人材育成に力を入れていきます。また、昨年度の災害等の経験を生かした体制整備をしていきます。

町内のごみ捨てや買い物支援などの継続を社会福祉協議会との連携で行うと共に、昨年度の自然災害等でできた新たな関係性も大切にしながら、地域にとって必要な存在であるように常にコミュニケーションをとり続けていきます。

そして、いまだ続いている新型コロナへの対応に関しても長期化することを視野に入れた対応をしていきます。職員の意識向上や組織としての仕組みづくり、他事業所との連携強化によって利用者の生活をしっかりと守り、事業を継続していきます。

執行理事 堀 智貴



りべるたすの实践は、日本の中でも最先端を走っているのではないかと考えています。通常の法人ではなかなか受けることが難しい難病等の方々の地域での生活を実現させています。そこに関わらせていただくことは、私自身大変嬉しく、利用者の方々から教えていただくことも本当に多いと感じています。支援をされている職員の皆様を含め、きちんと支えられる理事でありたいと思います。令和2年度は、重度の障害がある方々の就労に取り組んでいくこととなります。私も微力ながら協力していきたいと思っています。

理事（外部理事）高木憲司



今年度は様々な災害に見舞われ、伊藤佳世子理事長指揮の元、スタッフたちは文字通り利用者の「命」を守る活動に尽力した一年といっても過言ではなかった。特に難病を抱えた方にとって、停電の長期化による人工呼吸器の運用やウィルス感染予防は一步間違えれば死活問題だ。その困難な中でも、ワークステーションにおける布製マスクの製作販売を実施(NHK 首都圏ネットワーク放送で紹介)できたことは社会に強いメッセージを与えることができた。誰もが地域で生活し、活躍の機会をもてる社会を目指す社会福祉法人りべるたすの活動にどうぞ今後も温かいご支援をよろしくお願いいたします。

外部理事 下河原忠道



どんなに重たい障害を持っていても自分らしく生きることができる、そんな社会にしたいという思いが地域をさらに良くします。車椅子や福祉用具を通したその人それぞれの生活を支えることで、道具は単なる物ではなくなり体の一部に生まれ変わります。そうしたサポートをしながら皆様の生活を見つめていきたいと考えております。

外部理事 川畑善智



難病の方やいろいろな難しい事情を抱えている方に加えて、緊急でお受けする機会が多くありました。社会福祉法人として私たちの地域での役割を理解し、各職員に意識を根付かせていくことは大変重要なことです。職員一人一人の意識付けと組織としての体制強化により、今後の事業運営、事業展開につなげていきたいと思っております。

今年度は自然災害やコロナウィルスの影響もありましたが、来年度も困難な事態に対して柔軟な対応に努めてまいります。

事（事務局長）池田敏子

理

社会福祉法人りべるたすのおもい

values

当法人の基本理念は「誰もが地域で生活し、活躍の機会をもてる社会を目指します」とする。

行動指針

- 一、 私たちは、難しい事柄に遭遇したとき、評論家にならず解決に向けて行動します
- 一、 私たちは、日々の行動に満足せず、自ら課題をもち考える姿勢をもち続けます
- 一、 私たちは、組織内のチームワークはもちろんのこと、多様な人々との関係性を大切にします。

私たちの支援方針

一、障害にこだわらない支援

りべるたすではどんな障害も受け入れます。障害だけではなくその人を理解することが大切であり、その可能性を信じていきます。

一、生活の幅を広げ、開拓する支援

生活の幅を広げるために一緒にいろいろなことにチャレンジしていきます。できることをどう広げていけるかを考えます。そのことが地域への啓発にもつながります。

一、相手をおもう真摯な支援

生活していればいいことばかりではなく、嫌なことを言わないといけない場合もあります。一人の人間として真摯に尊重してその方を見て、しっかりと受け止めた支援をします。対応がいいことが真摯な支援ではありません。

一、つなげる／つながる支援

抱え込まないように、色々なサービスとつなげる、地域とつなげる、地域の資源をつなげる。それが小さな輪になったり大きな輪になったり、その人に合わせて笑顔でつながりをもって支えていきます。

社会福祉法人としての使命、経営の原則

本年も、社会福祉法人の在り方を意識しつつ全国社会福祉施設経営者協議会が提唱する「社会福祉法人アクションプラン 2020」を参考に当法人を経営していく。

アクションプラン 2020 では、「公共的・公益的かつ信頼性の高い法人経営」に関する 10 の経営原則を改定するとともに、社会福祉法人の使命である「社会、地域における福祉の充実・発展」に寄与するために、4 つの基本姿勢と 14 の取り組み課題を行動指針として整理している。

(1) 利用者に対する基本姿勢

利用者の人権を常に尊重し、サービスの質の向上や環境改善に積極的に取り組む社会福祉法人「社会福祉法人として常に原点に立ち戻り、一人ひとりの人権を尊重した活動を行います」

- ・ 利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスを提供します。（行動指針 1）
- ・ 常に利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供します。サービスの質の向上に向けた体制を構築します。（行動指針 2）
- ・ 利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人、地域住民との関係が継続、さらに促進されるように支援します。（行動指針 3）
- ・ 良質かつ安心・安全なサービス提供を実現するため、利用者の生活環境・利用環境を整備します。（行動指針 4）

(2) 社会に対する基本姿勢

地域包括ケアの中心的役割を担い、公益的な事業を率先して行う社会福祉法人「地域の実情・利用者の必要性にあわせて、制度化された社会福祉事業と制度化されていない地域公益活動を組み合わせ、社会資源と連携して、サービスを提供する仕組みを構築します」

- ・ 地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、多様な関係機関や個人との連携・協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進します。また、地域福祉計画にも積極的に参画し、地域包括ケアの確立に取り組みます。（行動指針 5）
- ・ 社会福祉法人が非営利法人として、積極的に活動していくためには、財源負担者たる国民からの信頼や協力が不可欠です。今“見える化”にとどまらない“見せる化”を推進し、国民の信頼と協力を得るために、積極的な情報の発信に取り組みます。（行動指針 6）

(3) 福祉人材に対する基本姿勢

良質な社会福祉人材を育成する社会福祉法人「我が国の社会福祉に必要な人材を、国内外問わず教育、育成します。また、福祉従事者の地位向上に向け積極的に取り組みます」

- ・ 経営理念に基づき、めざす法人経営を実現するため、期待する職員像を内外に明示し、トータルな人材マネジメントシステムを構築します。（行動指針7）
- ・ 良質な福祉人材の確保に向け、様々な採用手段を講じます。また、福祉の仕事の啓発のための情報発信、福祉教育にも取り組みます。（行動指針8）
- ・ 福祉サービスの継続と発展のために、職員処遇全般の向上、働き甲斐のある職場づくりに取り組みます。また、多様な職種、職務形態、年代の職員が働きやすい環境を推進します。（行動指針9）
- ・ 法人がめざす職員像に基づき、職務能力の開発及び全人的な成長を目的とした人材育成に取り組みます。また、職員の質の向上、福祉サービスの質と量の向上の「要」となるリーダー層の育成に取り組みます。さらに、「新しい地域包括支援体制」を支える総合的な人材の育成にも取り組みます。（行動指針10）

（4）マネジメントに対する基本姿勢

非営利法人にふさわしい透明性の高い運営をする社会福祉法人「非営利法人として、ふさわしい透明性のある組織構築を行い、地域に対して積極的な情報発信をすることにより、地域社会に認められる活動、事業運営を行います」

- ・ 社会福祉法など関係法令はもとより、法人の理念や諸規程さらには広い意味での社会的ルールやモラルを遵守した経営を行います。（行動指針11）
- ・ 国民の負託に応えるべく、公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築して組織全体を適切に統治します。（行動指針12）
- ・ 公益性の高い事業活動の推進および信頼性の高い効果的な経営の観点から、健全な財務規律を確立します。（行動指針13）
- ・ 社会福祉法人の経営者は、リーダーシップを発揮し、「アクションプラン2020」に基づいた取り組みを実践します。また、地域の生活課題や福祉ニーズに対して素早く対応します。（行動指針14）

法人概要

法人概要

法人名称	社会福祉法人りべるたす（2016年4月1日登記）		
主たる事務所	〒260-0802 千葉市中央区川戸町468番地1		
	電話	043-497-2373	FAX 043-497-2728
理事長	伊藤 佳世子（千葉市）		
理事	堀 智 貴（厚木市）	執行理事	
	下河原 忠 道（浦安市）	株式会社シルバーウッド代表取締役	
	高 木 憲 司（船橋市）	和洋女子大学准教授	
	川 畑 善 智（東京都）	株式会社パムックス代表取締役	
	池 田 敏 子（千葉市）	事務局長	
評 議 員	武 石 直 人（千葉市）	NPO法人外国人介護人材研究所理事長	
	濱 上 賢 一（千葉市）	21地区自治会連絡協議会顧問	
	関 口 幸 一（袖ヶ浦市）	NPO法人ぱぴあ代表	
	安 形 典 子（柏市）	患者家族	
	佐久間 水 月（千葉市）	弁護士	
	栗 田 健（東京都）	社会福祉法人日の基福社会理事	
	喜 本 由美子（船橋市）	NPO法人ラフト代表	
監 事	柳 町 和 巳（船橋市）	税理士法人スタート代表	
	桑 本 博（船橋市）	行政書士	
事業の種類	1. 第二種社会福祉事業	(イ) 障害福祉サービス事業の経営 (ロ) 特定相談支援事業の経営 (ハ) 一般相談支援事業の経営 (ニ) 障害児相談支援事業の経営 (ホ) 移動支援事業の経営 (ヘ) 老人居宅介護等事業の経営	

2. 公益を目的とする事業 (1) 研修事業
- (2) 診療所の経営
- (3) 社会福祉に関する調査研究事業
- (4) 福祉用具貸与・販売
- (5) 住宅改修
- (6) 居宅介護支援事業

所 轄 庁 千 葉 市

ヘルパーステーションりべるたす 概要

ヘルパーステーションりべるたす 概要

事業名称 りべるたす

管理者 齋藤みさ子

サービス提供責任者 齋藤みさ子

福井 佐一

林 典子

所在地 〒260-0802 千葉市中央区川戸町 468 番地 1

電話 043-497-2373 FAX 043-497-2728

事業指定日 平成28(2016)年4月1日

事業の種類 1 指定障害福祉サービス事業

居宅介護、重度訪問介護、同行援護(1210103741)

移動支援 千葉市(1260103740)

市川市(1260361512)

四街道市(1260)

2 指定介護保険事業

訪問介護(1270104803)

定期巡回随時対応(1290100393)

苦情受付担当者 管理者

協力医療機関 りべるたすクリニック

グループホームりべらる 概要

グループホームりべらる 概要

事業名称	りべらる
サービス管理責任者	天野喜彦、松本琴美
所在地	〒260-0802 千葉市中央区川戸町 468 番地 1 電話 043-497-2373 FAX 043-497-2728
事業指定日	平成28(2016)年9月1日
事業の種類	指定障害福祉サービス事業 共同生活援助・介護サービス包括型(1220100364) 空床利用型短期入所(1210103956) 日中一時支援
苦情受付担当者	サービス管理責任者
防火管理者	天野喜彦
協力医療機関	りべらるたすクリニック

グループホームはれ 概要

グループホームはれ 概要

事業名称 はれ

サービス管理責任者 鶴岡 由美子

所在地 〒260-0802 千葉市中央区川戸町 468 番地 1

電話 043-497-2373 FAX 043-497-2728

事業指定日 平成28(2016)年9月1日

事業の種類 指定障害福祉サービス事業

共同生活援助・介護サービス包括型(1220100364)

空床利用型短期入所(1210103956)

日中一時支援

苦情受付担当者 サービス管理責任者

防火管理者 天野 喜彦

協力医療機関 土居内科医院

WORK STATION りべるたす 概要

WORK STATION りべるたす 概要

事業名称 WORK STATION りべるたす

管理者 岡本拓也

所在地 〒260-0802 千葉市中央区川戸町 411-7

電話 043-235-8410 FAX 043-238-8420

事業指定日 平成30(2018)年6月1日

事業の種類 指定障害福祉サービス事業

自立訓練(生活訓練)・訪問型自立訓練

就労移行支援

就労継続支援B型

苦情受付担当者 管理者

相談支援センターこすもす 概要

相談支援センターこすもす 概要

事業名称 相談支援センターこすもす

管理者 伊藤佳世子

所在地 〒260-0802 千葉市中央区川戸町 468 番地 1

電話 043-497-2728 FAX 043-497-2728

事業指定日 平成28(2016)年9月1日

事業の種類 指定障害福祉サービス事業

特定相談、一般相談支援事業 (1230100610)

障害児相談支援事業 (1270100322)

自立生活援助

苦情受付担当者 管理者

りべるたすクリニック 概要

りべるたすクリニック 概要

事業名称	りべるたすクリニック
院長	河原仁志
所在地	〒260-0843 千葉市中央区末広3-27-6-101号 電話 043-441-3360 FAX 043-309-5590
事業指定日	平成30(2018)年5月1日
事業の種類	医療保険 介護保険 特定疾患治療費 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援 難病の患者に対する医療費等に関する法律による特定医療 指定自立支援医療機関 労災指定医療機関 生活保護指定医療機関
診療科	内科
診療日	水曜日の9時から18時、金曜日13時から18時 予約外来
苦情受付担当者	佐久間綾子

訪問看護ステーションりべるたす 概要

訪問看護ステーションりべるたす 概要

事業名称	訪問看護ステーションりべるたす
------	-----------------

管理者	佐久間 綾子
-----	--------

所在地	〒260-0843 千葉市中央区末広 3-27-6-113 号
電話	043-441-3360
FAX	043-309-5590

事業指定日	令和元（2019）年7月1日
-------	----------------

事業の種類	医療保険
	介護保険
	特定疾患治療費
	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援
	難病の患者に対する医療費等に関する法律による特定医療
	生活保護指定医療機関

苦情受付担当者	管理者
---------	-----

喀痰吸引等研修事業所りべるたす 概要

喀痰吸引等研修事業所りべるたす 概要

事業名称 喀痰吸引等研修事業所りべるたす

担当者 中塚暉男

所在地 〒260-0802 千葉市中央区川戸町 468 番地 1

電話 043-497-2373 FAX 043-497-2728

事業指定日 平成28(2016)年11月1日

事業の種類 喀痰吸引等研修事業所(1220023)

福祉用具貸与、販売りべるたす概要

福祉用具貸与、販売りべるたす概要

事業名称	福祉用具貸与、販売りべるたす
------	----------------

管理者	河合正文
-----	------

所在地	〒260-0802 千葉市中央区川戸町 468 番地 1
-----	------------------------------

電話	043-497-2373	FAX	043-497-2127
----	--------------	-----	--------------

事業指定日	平成30(2018)年5月1日
-------	-----------------

事業の種類	指定介護保険事業
-------	----------

福祉用具貸与

福祉用具販売

苦情受付担当者	管理者
---------	-----

令和2年度（2020年）事業計画目次

令和2年度（2020年）事業計画目次

内容 Contents

ご挨拶	3
社会福祉法人りべるたすのおもい values	5
法人概要	8
ヘルパーステーションりべるたす 概要	10
グループホームりべらる 概要	11
グループホームはれ 概要	12
WORK STATION りべるたす 概要	13
相談支援センターこすもす 概要	14
りべるたすクリニック 概要	15
訪問看護ステーションりべるたす 概要	16
喀痰吸引等研修事業所りべるたす 概要	17
福祉用具貸与、販売りべるたす概要	18
令和2年度（2020年）事業計画目次	19
I. 令和2年度基本計画	21
1 令和2年度運営計画	21
2 中期運営計画	22
3 長期計画	23
II. 組織体制	24
一 組織体制	24
二 職員の役割分担	24
三 各事業部門	31
1 ホームヘルプ部門	31
2 グループホーム部門	31
3 りべるたすクリニック（無床診療所）	36
4 訪問看護ステーションりべるたす	36
5 WORK STATION りべるたす	37

令和2年度（2020年）事業計画目次

6	相談支援センターこすもす	37
7	福祉用具貸与・販売りべるたす	38
8	喀痰吸引等研修部門	39
四	職員の状況	41
五	会議	41
六	研修	42
七	組織としての取り組み	43
Ⅲ.	令和2年度年間行事計画表	48
1	年間安全衛生推進計画	48
2	法人本部の事業計画	49
3	平成32年行事予定表	51
Ⅴ.	防災計画	53
1	避難をするかどうかの判断	53
2	災害時における緊急の組織体制（災害対策室）	53
3	任務	54
4	緊急連絡	54
5	情報の収集と提供	55
6	応急救護・初期消火・避難等	56
7	新型コロナ対策	58

I. 令和2年度基本計画

I. 令和2年度基本計画

社会福祉法人りべるたす（以下、当法人）が提供するサービスは、国連障害者権利条約、障害者基本法、障害者総合支援法、並びに社会福祉法等を念頭に提供しようこの基本計画を策定する。また、計画の徹底を図れるよう各事業所で周知し、より一層計画的に進める。

I 令和2年度運営計画

- (1) グループホームの増設（中央区長洲）待機者の多い身体障害者向けグループホームの増設を更に進める。

すまいる15、16、17（各6床 計18床） 6月スタート予定

併設型短期入所（3床） 6月スタート予定

体験ルーム2床

- (2) 相談支援事業の強化 千葉市基幹相談支援へ応募。受託できれば2020年10月スタート

- (3) ワークステーションの増員による移転の検討。（川戸ハブ拠点は土地が探せない為）

- (4) 千葉大学専門職連携教育研究センターにコンサルテーションを依頼。

運営方針

当法人は障害者権利条約を尊重して福祉サービスの提供にあたることを運営方針の基礎とし、次の運営方針とする。また、社会福祉法人として地域に貢献していく。

1 経営組織のガバナンスの強化

理事会をこまめに開き、経営の迅速化を図る。

理事会の内容を評議員会で報告し、丁寧に資料をつけて審議を図る。

2 事業運営の透明性

定款、現況報告書をホームページで公表。

内部管理体制の整備。

必要な規則・マニュアルの整備。

3 職員の資質向上

法人の人材育成目標を立案し、職員個々に目標を立て上司と共に目標達成させることにより、人事育成を図る。

I. 令和2年度基本計画

苦情解決委員会と苦情解決規定の設置。

ベテラン職員の喀痰吸引等研修第一号研修修了者を増やす。

資格取得研修に積極的に派遣する。

管理者研修、サービス提供責任者等研修、ヘルパー研修、グループホーム長会議等をまめに行う。

内部研修において実践発表のコンペを行い、より充実した研修を目指す。

4 地域交流と地域貢献

納涼祭、体育祭、神社を守る会、手作り公園の会で地域づくりを行う。

地区社協のお助け隊で、お買い物バスとゴミ回収事業への参画。

災害時の要介護者の防災拠点として地域整備を行う。

民生委員との連携強化。

2 中期運営計画

(1) 平成32年(2020)年までに成果を得られるようにするための法人の運営計画

「社会福祉法人行動指針」14項目は、法人経営にとって重要な取り組みであるが、中でも法人として成果を得るべき5項目を「重点課題」として積極的に取り組んでいく。

① サービスの質の向上

第三者における評価の受審

研修会・勉強会の積極的な開催、地域ケア会議等への出席を積極的にする。

調査研究部門で社会福祉事業等を検証する

社会福祉法人りべるたす苦情解決委員会規定を作成する

② 地域における公益的な取組の推進

多様な社会福祉ニーズと地域のニーズの把握。

川戸町社会福祉協議会と連携し、公益事業を行う。また、障害のある人もない人も集える場づくりを行う。

③ 信頼と協力を得るための情報発信

④ 地域から信頼される情報発信、広報誌、ホームページ、Facebookで情報を発信。

I. 令和2年度基本計画

⑤ 人材の確保に向けた取り組みの強化

福祉人材の確保 当法人の福祉人材確保対策は次の通り。

職員体制 平成31年に向けて新卒者の採用スキームの確立が立ち遅れているが、平成32年度は確実に行う。

事業の拡大も見込み、平成32年中に10名雇用を目指す。

離職者を少なくするよう、腰痛の予防、責任者によるフォローアップ、研修体系の確立、評価制度の充実を行い続けること。

⑥ 組織統治（ガバナンス）の確立

法人本部による事務機能、システム・マニュアル・内部監査の強化を行う。

3 長期計画

当法人は3年程度の中期目標と10年間の長期計画「りべるたすプロジェクト10」を策定し、利用者はもとより職員、利用者の家族、地域住民にわかりやすく夢の持てる計画を立案し実行していく。これは今年度の管理者会議で10年計画でつくる。

◎りべるたすプロジェクト10

当法人が5年後に地域でどのような責任を持ち、貢献していくのかを明確にし、当法人にかかわるすべての人々との共有を図ること。

【目標】 当法人が地域に根差した活動ができるようにすること。

地域の相談窓口として、利用価値のあるものになる。

地域の方が交流できる場であるようにする。

福祉サービスの有無にかかわらない活動、場の提供であるようにすることへの転換。

本長期計画は、利用される方も職員も10年後更に、この地域で夢をもち続けるための計画であり、日々の職務にやりがいと生きがいを感じながら生き生きと活動できるための場の提供をするためである。（3年目）

平成31年度の地域活動については、川戸町社会福祉協議会との連携を引き続き行い、川戸町の行事へも積極的に参加した。ピアサポーターの採用を行い、ピアサロンの開催を2回行い、継続的に毎月活動を行う基盤づくりを行った。他県からの難病相談等幅広く受けてきた。グループホームは市外県外からの入居がある。

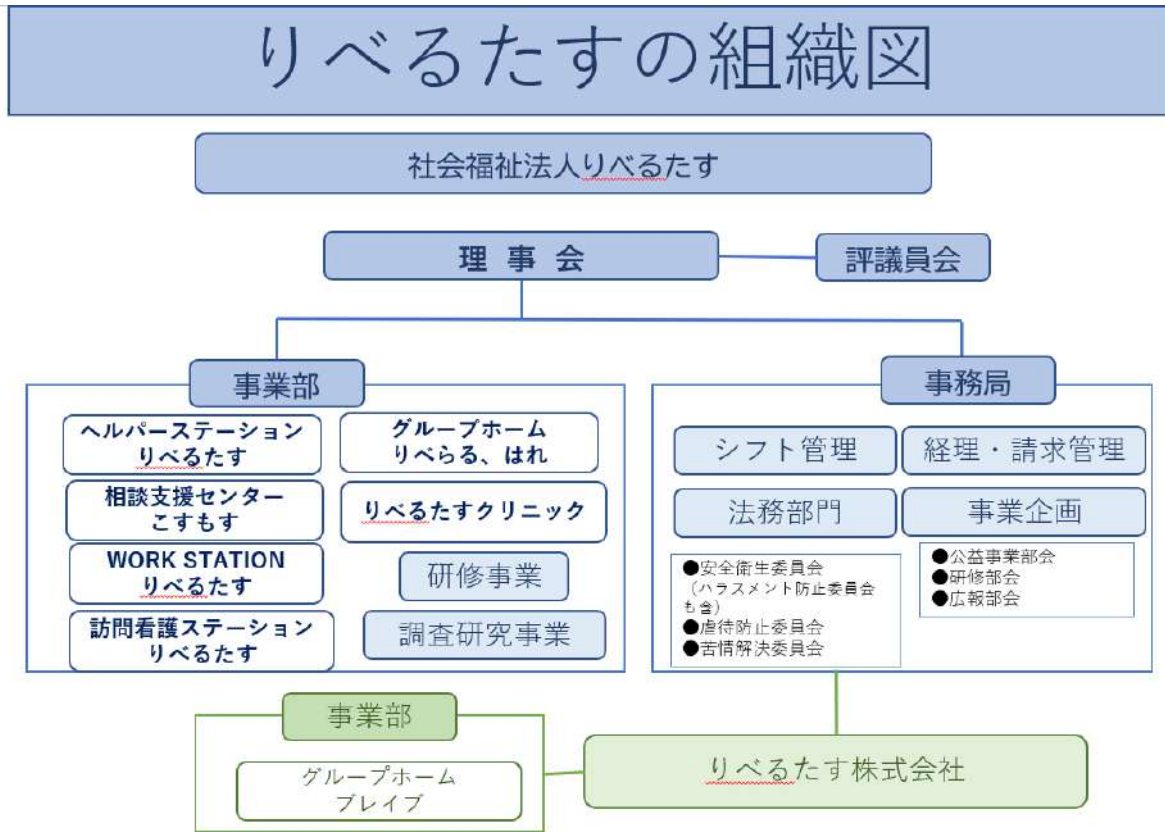
Ⅱ. 組織体制

Ⅱ. 組織体制

一 組織体制

各事業部の運営の統括経営を理事会で行う。評議委員会から意見をいただく。

りべるたすの組織



二 職員の役割分担

職位決裁権限（理事長・執行理事）

A 理事長専決事項

- 職員（施設長及び臨時職員を除く）の任免に関すること。
- 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

Ⅱ．組織体制

- 4 工事又は製造の請負については、100万円以上250万円未満の契約、食料品・物品等の買入については100万円以上160万円未満の契約を締結すること
 - 5 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で予算計上されていない1件160万円未満のもの
 - 6 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く）のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が1件500万円未満のものの処分に関するもの
 - 7 予算上の予備費の支出
 - 8 寄附金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く）
 - 9 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関すること
 - 10 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること
 - 11 職員の昇給・昇格に関すること
 - 12 各種証明書の交付に関すること
 - 13 行政官庁からの照会に関すること（定例又は軽易な事項は除く）
- B 執行理事専決事項
- 1 所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関すること
 - 2 所属職員の旅行命令及び復命に関すること
 - 3 所属職員の時間外命令及び休日勤務命令に関すること
 - 4 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること
 - 5 臨時職員の任免に関すること
 - 6 所属職員の扶養手当、通勤手当及び住宅手当の認定及び支給額の決定に関すること
 - 7 人件費及び厚生経費に関する予算の執行並びにその他の科目で予算に計上された1件の予算執行額が100万円未満の契約に関すること
 - 8 収入（寄附金を除く）事務に関すること
 - 9 利用者の預かり金の管理に関すること

Ⅱ. 組織体制

10 行政官庁からの照会に関すること（定例又は軽易な事項に限る）

11 その他定例又は軽易な事項

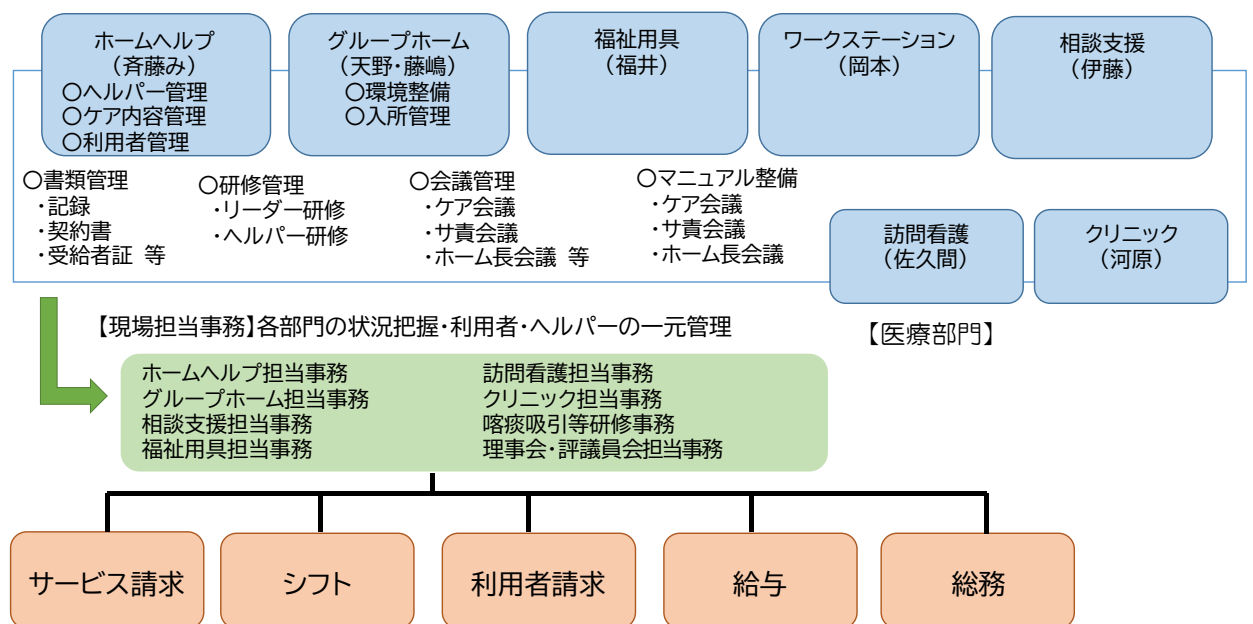
C 業務分担表

事務局の役割

現場の負担を減らし（サービスと利用者の請求）、現場が業務に集中できるようにしている。兼務が多いので、全体のシフト調整（労務管理と円滑にできるための）を行っている。

法人業務、財務・総務的なことを行っている。

※ 事務局の体制は下記の図の矢印以下の部分である。



現場が行っていることの評価を適正にするために、グループホームの加算や補助金などの見直しを行いました。また、今年度からの特別処遇改善加算の取得申請を行い、賃金規定を変更し、特に有資格者で、継続して勤務している職員を評価し、毎月の生活給をあげられるようにいたしました。

財務・経理の管理においては、事務局での管理体制がまだまだ未熟でしっかりできていません。来年度は仕組みの見直しを行い、各事業が収支に対して意識をもって事業運営できるようにしていきます。

人材確保については、外部の採用サイトの利用により、数名の職員の採用をいたしました。長洲のグループホームオープンに向け、引き続き採用活動を続けていきます。また、各事業の管理者と情報の共有を行い、現場の状況に合わせたシフト作成に努めました。職員の技術や意識を高めるための研修体系を見直し、スキルアップを図るお手伝いをしていきます。

Ⅱ．組織体制

事務機能の効率化と ICT 化という点では、来年度 4 月からキントーンを活用して利用者を一元管理し、利用者への請求の効率化を図る予定です。職員についても今後キントーンを活用して一元管理していきます。管理者・主任等の一部の職員には、ICT の活用を行い（ケアウイング）、利用者の情報共有ができる体制を整えましたが。ケアウイングの運用方法を検討し、記録の ICT 化に向けて、準備を進めたいと思います。

Ⅱ. 組織体制

今後の事務の体制			
○シフト	次月のシフト組み 日々のシフト調整		(10~24日位) (日々)
○請求	介護	実績のチェック	
		↓	
		国保連へ請求	(10日まで)
		↓	
		<u>利用者への請求</u>	(10日以降) →
		<u>利用者への領収書発行</u>	
○請求	医療	入力、チェック	
		↓	
		社保・国保に請求	(10日まで)
		↓	
		<u>利用者への請求</u>	(10日以降) →
		<u>利用者への領収書発行</u>	
○給与	常勤入力		(10日まで)
	出勤簿から勤怠チェック		(10日以降)
	入力、チェック		
	支払い		(21,22日頃)
○労務管理、 <u>財務管理</u>	労働者名簿、契約の確認 給与・賞与・等級管理		
○ <u>小口</u>	(株、社副、公益、福祉用具、クリニック等)		(月末締め)
○通帳管理			
○研修会準備			
○支払い			(月末)
○喀痰吸引実地研修事務			
○診療情報提供書等			
○指示書、家賃助成等			
○喀痰吸引等事務（認定証、事業所登録）			
○物品			
○記録			

Ⅱ. 組織体制

ホームヘルプ部門

業務分担表（ホームヘルプ）		
職 名		業 務 内 容
本部	執行理事	ホームヘルパー事業運営管理
	事務局長	事務統括、理事会・評議員会に関する事務、新規事業開設準備
	総務、経理	経理事務担当者（出納担当者）
管理者		契約、ケアマネの計画、個別支援計画の作成、関係機関やご家族との連絡調整、勤務管理、苦情受付、受給者証管理、記録の確認
サービス提供責任者		個別支援計画の作成とその会議、手順書の作成、関係機関との連絡調整、管理者への報告、ヘルパーへの報告、毎月の会議実施、苦情受付、研修実施、記録の確認
主任		管理者、ヘルパーへの報告、毎月の会議実施、苦情受付、研修実施
ヘルパー		個別支援計画の実施、見直し、評価、環境への配慮と安全対策、ケース記録の記載、月の報告、その他利用者処遇に関すること、気づいたことの報告
安全運転管理者・衛生推進者		職員の安全運転指導者、公用車管理責任者
医務係	看護師	利用者や職員の保健衛生管理及び健康管理、医師との連絡、関係医療機関への連絡
	医師	利用者、職員の健康管理、保健衛生管理、関係病院との連携

Ⅱ. 組織体制

グループホーム・短期入所部門

職名		業務内容
本部	執行理事	グループホーム運営事業管理、理事会・評議員会に関する事務、会計関係者、ヒヤリハット分析
	事務長	契約、ケアマネの計画、個別支援計画の作成、関係機関やご家族との連絡調整、勤務管理、苦情受付、受給者証管理
	経理係	経理事務担当者（出納担当者）、こづかい出納、労務事務
	施設長	管理者、苦情解決責任者、受給者証管理、関係機関及び保護者の連絡調整業務、新規事業の計画、新規相談、ヒヤリハット分析
	サービス管理責任者	契約、記録の管理、個別支援計画と実施、受給者証管理、支援勤務管理、苦情受付、調整会議開催、ボランティア受け入れ、新規相談、スタッフへの指導と教育
	防火管理者	非常災害対策（防災及び避難訓練）、安全対策、環境整備、営繕対策、非常災害計画の作成と更新
	安全運転管理者、運行管理者	職員の安全運転指導者、公用車管理責任者
	主任	支援係責任者、会議の補佐、職員の指導、見直し、スキル指導者
	支援員	個別支援計画の実施、見直し、評価、環境への配慮と安全対策、ケース記録の記載、月の報告、その他利用者処遇に関すること、気づいたことの報告
	短期入所担当	個別支援計画の実施、見直し、環境への配慮と安全対策、ケース記録の記載、月の報告、その他利用者処遇に関すること、新規相談、新規利用者の受け入れ、スタッフへの指導と教育
	世話人	利用者への処遇に関すること、環境への配慮と安全対策、利用者の相談、衛生管理、物品の管理・連絡
	看護師	保健・医療業務担当、利用者の検診や通院及び看護、保健衛生管理、健康管理、担当医師との連絡
	医師	保健・医療業務担当、利用者の検診や通院及び看護、保健衛生管理、健康管理、関係機関及び病院との連絡

Ⅱ．組織体制

喀痰吸引等研修事業

事務局： 受付、開催の周知、事業所間の連絡調整、修了書の発行、会計管理、備品管理

医師： 指導、研修講師、フォローアップ研修の講師、安全委員会主催

看護師： 喀痰吸引等に関する研修講師、実地研修、資料作成、フォローアップ研修の講師、

相談支援専門員等： 地域生活に関する研修講師、資料作成

三 各事業部門

1 ホームヘルプ部門

在宅へのホームヘルプの派遣を行っている。イコールフットィングの観点から、他法人で受け入れが困難な方を中心に派遣をしている。平成31年度は減収が見られた。身体障害のある方や精神障害の方の土日、祝日夜間の支援や医療的ケアのあるお子さんの入浴のご依頼が多いです。

法人内部でサービス提供責任者の人数を減らし、担当を分けるようにした。そのため、OJTがメインとなり、サービス提供責任者・主任研修をあまり行えなかった。今後は、毎月行うようにする。引き続き毎月、重度訪問介護の利用者さんについてはケア会議を行う。重度訪問介護従事者技術指導研修を行う。

年間派遣時間数 80430.5 時間（令和2年3月は予測）

ホームヘルプ利用人数 94名

2 グループホーム部門

障害のある方の居住支援を行っています。今年度は、効率的に有資格者が動けるような人員の配置を行った（増員）。災害から倉庫や備品の準備等の徹底を行った。防災訓練の強化をした。グループホームの入居と短期のお問い合わせはいずれも多い。身体障害の短期入所が地域に足りていないので、来年度は短期入所をより強化していきたい。グループホーム、一人暮らしの体験ができる場から在宅へという流れを作るグループホームを建設した。

現在 68床 ※ 障害福祉サービス共同生活援助事業・介護サービス包括型

稼働率 95.6%（平成31年3月のもの）

来年度 グループホーム68床＋18床 短期部屋3部屋と体験ルーム2部屋の計91床予定

Ⅱ. 組織体制

りべるたす株式会社の物件（平成 30 年度中に社会福祉法人に経営主体変更予定でしたが、行政との話し合いによる延期）

ブレイブ 事業所番号1220100273 サービス管理責任者 藤嶋嘉奈子	すまいる 1	千葉県中央区星久喜町942-5ハイツ佐野1-103号	アパートタイプ	2床
	すまいる 2	千葉県中央区千葉寺町437プラムハウス105号	アパートタイプ	2床
	すまいる 3	千葉県中央区蘇我2-7-13ドルチェSOGA102号室	アパートタイプ	2床
	すまいる 4	千葉県中央区蘇我2-7-13ドルチェSOGA101号室	アパートタイプ	2床
	すまいる 5	千葉県中央区宮崎2-7-13	戸建て	5床
	すまいる 6	千葉県中央区千葉寺町437プラムハウス103号	アパートタイプ	2床
	すまいる 7	千葉県中央区宮崎町518番地6 Kハウス宮崎B	戸建て	6床
	すまいる 9	千葉県中央区千葉寺町437番地プラムハウス206号室	アパートタイプ	2床
	りべらる 事業所番号1220100364 サービス管理責任者 天野喜彦	すまいる 14	千葉県中央区千葉寺町437番地プラムハウス106号室	アパートタイプ
すまいる 8		千葉県中央区川戸町468番地1	戸建て	9床
すまいる 10		千葉県中央区川戸町429番地49	戸建て	8床
すまいる 11		千葉県中央区川戸町429番地49	戸建て	4床
すまいる 12		千葉県中央区川戸町429番地49	戸建て	4床
すまいる 13		千葉県中央区川戸町312番地23	戸建て	8床
はれ 事業所番号1212802019 サービス管理責任者 鶴岡由美子	はれ 1	船橋市本中山2-2-4	戸建て	5床
	はれ 2	船橋市前貝塚町1008-7	戸建て	5床
				計68床

利用者の住まいに関する負担額

食費：実費利用者負担

光熱費（電気、水道、ガス）：月額2万3000円（体験的な利用の場合、日額500円）

日用品費：月額6千円（体験的な利用の場合、日額500円）

家賃：すまいる1～4、6、9、12、14 月額3万円（体験的な利用の場合、日額1,000円）

すまいる5、7、8、10、11、13 月額5万円（体験的な利用の場合、日額1,500円）

はれ1、2 月額5万円（体験的な利用の場合、日額1,500円）

※スマイル2、6、9の8畳の部屋は月額4万円（体験的な利用の場合、日額1,300円）

【事業所の外観】

（ブレイブ）事業所番号1220100273（サービス管理責任者 藤嶋 嘉奈子）

Ⅱ．組織体制

すまいる1 千葉市中央区星久喜町 942-5 ハイツ佐野 1-103号 (アパートタイプ 2DK)



すまいる2 千葉市中央区千葉寺町 437 プラムハウス 105号 (アパートタイプ 2DK)

※すまいる2、6、9、12、14は同物件となります。



すまいる3 千葉市中央区蘇我 2-7-13 ドルチェ SOGA102号 (アパートタイプ 2DK)

すまいる4 千葉市中央区蘇我 2-7-13 ドルチェ SOGA101号 (アパートタイプ 2DK)

すまいる5 千葉市中央区宮崎 2-7-13 (戸建て 定員5名)



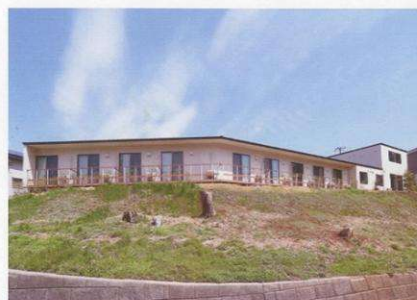
Ⅱ．組織体制

すまいる7 千葉市中央区宮崎 518-6K ハウス宮崎B (戸建て 定員6名)



すまいる9 千葉市中央区千葉寺町 437 プラムハウス 206号 (アパートタイプ 2DK)
(りべらる) 事業所番号 1220100364 (サービス管理責任者 西川 壘)

すまいる8 千葉市中央区川戸町 468-1 (戸建て 定員9名)



すまいる10~12 千葉市中央区川戸 429-49 (戸建て 定員10は8名、11、12は4名)



Ⅱ. 組織体制

すまいる 13 千葉市中央区川戸町 312-25 (戸建て 定員 8 名)



(はれ) 事業所番号 1212802019 (サービス管理責任者 鶴岡由美子)

はれ 1 船橋市本中山 2-2-4
(戸建て 定員 5 名)

はれ 2 船橋市前貝塚町 1008-7
(戸建て 定員 5 名)



Ⅱ．組織体制

3 リべるたすクリニック（無床診療所）

主として、障害のある方の訪問診療の提供を行っている。今年度は台風の影響で、人工呼吸器装着者のバッテリー問題があり、現場で電源確保の避難に動くような状況があった。そのため、クリニックで管理している患者の人工呼吸器システムの変更（バッテリーが長時間のものへ変更）を進める。加温加湿器をなくし、人工鼻に変更、カニューレからの漏れがなくなるような装置への切り替えの徹底を図る。また、てんかん発作の方が重積発作にならないようヘルパーと連携し早期発見を行うようにする。

院長： 院長 河原仁志 医師

診療科目： 内科、小児科、神経内科 予約外来、在宅療養支援診療所

医療機関名： 社会福祉法人リべるたすクリニック

所在地： 〒260-0843 千葉市中央区末広 3-27-6 フィールドハウス末広壺番館 101 号室

電話番号： 043-309-5510 ファクス番号： 043-309-5590

受付時間： 月～金 9時～18時

人員体制： 医師1名、看護師5名（うち保健師1名）、理学療法士1名

施設基準： 在宅療養支援診療所

保健医療機関 難病の患者に関する医療等に関する、法律における指定医療機関、指定自立支援医療機関、小児慢性特定疾患医療機関、生活保護指定医療機関

【みなし訪問看護】 医療保険、介護保険

4 訪問看護ステーションリべるたす

主として、在宅の訪問看護を行っている。個別性が高く医療依存度の高い障害のある方の看護が中心となっている。訪問での直行直帰が多いので、情報の共有や患者の課題について全体で話し合うことが少なかったため、モバイル活用やライン活用を行ってきた。記録をICT化した。朝会、ミーティングや全体でのカンファレンス及び業務内容についての見直しを行った。

来年度は、支援者チームのレベルアップに関わる看護を行うために、日常の業務を通して介護職の指導をするとともに、基準づくりを作成する。多職種間の事例検討を行うこととしたい。

研修については、自己評価研修、事例検討研修、研修後の報告会の実施を行う。

Ⅱ．組織体制

今年度は、働きやすい職場環境への取り組みとして、「自由に発言できる、意見を言いやすい職場環境」を目標にしたい。

5 WORK STATION りべるたす

能力や意欲があるのに環境が整わず、働けない人達。日常生活に介助が必要となる人、他の就労系サービスの利用すら難しい人達を対象に支援を行っています。希望者に対する送迎サービス・必要な介助(医ケア含む)の提供・在宅ワークという選択の提供を通じ働ける環境を提供しています。来年度は定員が増えているので、移転の検討をしています。今年度は同法人以外の依頼を増やしていきます。

場所： 千葉市中央区川戸町 411 番地 7

定員： 就労移行 6 名、就労継続 B 型 10 名、自立訓練（生活訓練） 6 名

人員： サービス管理責任者兼管理者 1 名（常勤）

就労支援員 1 名（常勤）

職業指導員 2 名（常勤）

生活支援員 3 名（常勤）

訪問に生活支援員 1 名（常勤）

6 相談支援センターこすもす

一般相談支援が昨年度末に終わり、今年度は行わなかった。相談支援体制の強化のため、来年度事業は基幹相談センターの受託の応募を行う。

相談支援センターこすもす 平成 31 年度経過報告

種別\月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 予定
成人 (件数)	30	17	7	19	12	21	25	25	13	43	37	34
障害児 (件数)	1	1	1	3	3	0	2	0	4	4	3	5
地域相談 【移行/ 定着】	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0

Ⅱ. 組織体制

7 福祉用具貸与・販売りべるたす

福祉用具の貸与、販売を行っている。レンタルは750件(ベッド、マット、車いすが多い)、福祉用具の購入は31件(ベッド、マットが多い)行った。

自費レンタルの部門も更に充実させたい。最近ではデモがコロナの影響で利用できなくなっている。車いすの製作のお手伝いや幅広い物品をレンタルできるよう、努力したい。

りべるたす住宅内・自費レンタル料金表

平成28年2月1日現在		
種目名	月額料金(円/税込)	日割料金(円/税込)
介護ベッド(本体・○モーター)	2,500	100
マットレス	1,500	50
サイドレール	500	20
サイドテーブル	1,500	50
エアマットレス	2,500	100
車いす(自走/介助・手動式)	1,500	50
シャワーキャリー	1,500	50
ポータブルトイレ(本体)	1,500	50
ポータブルトイレバケツ(※購入)	3,000	3,000
ナースコール	2,500	100

※ポータブルトイレのバケツは、衛生上の理由から各自ご購入して頂いております。

この自費レンタルは法人内の住宅(プレイブ・プロッサム白旗等)のみ利用できます。

14日(2週間)を超える場合は、月額を適用します。

介護保険が利用できる場合はケアプラン上に計画して頂き、保険サービスを適用します。

介護保険との併用はできません。ご了承ください。

その他の種目は、必要に応じて追加検討していきます。

Ⅱ. 組織体制

8 喀痰吸引等研修部門

喀痰吸引等研修と重度訪問介護従事者養成研修（統合研修）を行っている。

1号研修と3号研修の学則の合併を行うのができず、1号研修の実施への課題は残っている。また、新型コロナの影響で、3月の研修実施は中止となる。平成31年度喀痰吸引等研修受講者は91名、開催数8回、実地研修修了件数423件（令和2年3月19日現在）。

3号研修 料金一覧表

研修区分	医療行為種別等	料金	備考
基本研修 (講義及び演習)	喀痰吸引 (口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部)	12,000 円	別途費用 3,000 円 テキスト代及び消耗品
	経管栄養 (胃ろう又は腸ろう・経鼻)		
実地研修手数料	喀痰吸引 (口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部)	2,000 円	・3類型の内、いずれか1つでも該当する場合で、複数でも同額 ・利用者1名毎の料金
	経管栄養 (胃ろう又は腸ろう・経鼻)	2,000 円	・2類型の内、いずれか1つでも該当する場合で、複数でも同額 ・利用者1名毎の料金
実地研修	喀痰吸引 (口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部)	5,000 円	・3類型の内、いずれか1つでも該当する場合で、複数でも同額 ・利用者1名毎の料金
	経管栄養 (胃ろう又は腸ろう・経鼻)	5,000 円	・2類型の内、いずれか1つでも該当する場合で、複数でも同額 ・利用者1名毎の料金
	すでに認定を受けた行為に加えて新たな医療行為を行う場合に上記のいずれかの研修を受けるとき、もしくは二人目以降の利用者に対する実地研修	5,000 円	・利用者1名毎に喀痰吸引と経管栄養各々の料金
	医師の指示書料	3,150 円	医師により異なる場合もあります。

Ⅱ. 組織体制

合計金額の例(実地研修が各部位毎に5千円と過程した場合)

1. 口腔内の喀痰吸引が必要な利用者1名に対する研修

基本研修 12,000円 別途費用 3,000円

実地研修手数料 2,000円

実地研修 喀痰吸引 5,000円 医師の指示書料 3,150円

合計 25,150円

2. 口腔内、鼻腔内の喀痰吸引と、胃ろうによる経管栄養が必要な利用者1名に対する研修

基本研修 12,000円 別途費用 3,000円

実地研修手数料 4,000円

実地研修 喀痰吸引 5,000円 経管栄養 5,000円 医師の指示書料 3,150円

合計 32,150円

3. 口腔内の喀痰吸引が必要な利用者1名及び口腔内の喀痰吸引と経鼻経管栄養が必要な利用者1名に対する研修

基本研修 12,000円 別途費用 3,000円

実地研修手数料 6,000円

実地研修 喀痰吸引 10,000円 経管栄養 5,000円 医師の指示書料 3,150円

合計 39,150円

※既に基本研修を修了しており、新たに対象となる利用者を増やす場合は、実地研修手数料と実地研修費がかかります。

Ⅱ．組織体制

四 職員の状況

令和2年3月1日現在 りべるたす株式会社、社会福祉法人りべるたすの合計

職員数 142名 うち正規職員 60名、非正規職員 82名うち 65歳以上の職員 53名、非正規職員
での社会保険加入者 18名（うち 65歳以上 13名） 合計 142名

離職率 9%

【資格内訳】

介護福祉士 39名

ホームヘルパー1級 2名

初任者研修修了者 9名

実務者研修修了者 4名

喀痰吸引等研修修了者 71名

社会福祉士 3名

精神保健福祉士 1名

理学療法士 1名

作業療法士 1名

正看護師 7名

准看護師 1名

保健師 2名

- ① 職員個別面談 年に2回実施 評価システム。
- ② 同一賃金同一労働。
- ③ 65歳未満の正規職員率を2年で70%にする。

五 会議

内部会議

- ・ 管理者会議（週1）
- ・ ワークステーション会議（月1）

Ⅱ．組織体制

- ・ サービス提供責任者・主任会議
- ・ 訪問看護ステーション会議（週1カンファレンスと毎朝会）
- ・ グループホーム長会議（2か月に1回）←
- ・ ヘルパーステーション利用者ごとのケア会議（月1）
- ・ 衛生委員会・喀痰吸引等安全委員会（月1）

外部会議

- ・ 川戸地区社協総会
- ・ 千葉県相談支援事業連絡協議会役員会議
- ・ 千葉市事業所連絡協議会役員会議
- ・ 地域ケア会議
- ・ 千葉県自立支援協議会相談支援部会
- ・ 川戸町多目的広場公園会議
- ・ 日本相談支援専門員協会政策委員会
- ・ 千葉市身体障害者施設連絡協議会

六 研修

内部研修

- ・ 管理者研修
- ・ 介護技術研修
- ・ 全体研修（令和2年春はコロナの影響により延期）
- ・ 毎月の重度訪問介護従事者技術指導研修
- ・ 看護研修
- ・ 医療観察法の研修
- ・ 法定研修（全職員2回）
- ・ 虐待防止研修（全職員）

Ⅱ．組織体制

- ・ 専門別研修

他外部研修については積極的に行う 外部研修の決裁者 堀智貴

七 組織としての取り組み

1 非常災害対策

当法人は防災計画を作成し非常災害に対して備えるとともに定期的に避難、救出の訓練を行う。また、地域の防災訓練にも積極的に参加する。詳細は各事業所の実施計画に示す。

2 記録の整備

設備、職員、会計、支援に関する記録を整備し、保存する。また、保存書類のペーパーレス化を図る。記録のIT化を目指す。本年はITソフト（ケアウイング）導入。 ←

3 相談と援助

当法人は契約し及び毎年度の家族、本人との面談時に当事者の方の心身の状況や置かれている状況等を的確に把握することに努め、本人及びその家族に対しその相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の助言を行う。聞く姿勢はじっくりと聞く。

4 秘密保持及び個人情報の取り扱い、苦情解決

秘密の保持

当法人は、職員（非常勤、ボランティア等業務にかかわるすべての者）が業務上知りえた利用者及び家族の情報を、日々の業務後あるいは退職後においても外部に漏らすことがないように就業規則（社会福祉法人りべるたす就業規則第3章第22条）に明記して秘密を保持する。

個人情報の取り扱い

当法人は個人情報の取扱いは「福祉関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」（平成16年11月厚生労働省）と法人が定める機密情報管理規定、特定個人情報取り扱い規定に従い、十分に注意していく。

事業所間の情報提供

Ⅱ．組織体制

当法人は指定居宅介護事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により本人の同意を得ておく。また、個人情報についてはファクスではなく郵送もしくはメールで行うこと。

苦情解決

苦情は当法人がコンプライアンスを実現するために不可欠であり、リスクマネジメントを行う上でも重要である。当法人は、利用者からの苦情に対して「社会福祉法人りべるたす苦情解決委員会規定」を作成することにより迅速かつ適切に対処できるようにする。また、市町村や運営適正化委員会等の苦情に関する諸調査に対して、誠意をもって協力する。

苦情、事故の記録の作成を徹底する。

5 仕事の時の注意の仕方

注意をするときは命に関わるようなことでない限り、個別に利用者やほかのスタッフの前では行わずに別のところで話をする。また、なぜそのようなことをしたのかの理由を聞き、相手の立場に立った注意の仕方を心がけること。

6 地域及び家族との連携並びにボランティアの育成

地域との交流

川戸町をはじめ地元の行事や関係団体が行う行事には参加するだけでなく行事運営に職員を派遣して協力することにより地域住民との連携を図る。主なものは次の通り。

- ・ 川戸神社を守る会（大晦日）
- ・ 新年会（1月）
- ・ 川戸地区夏祭り（8月）
- ・ 防災訓練（9月）
- ・ 敬老会（9月）
- ・ 運動会（10月）
- ・ 菊を見る会（11月）
- ・ 忘年会（12月）
- ・ ご家族との交流

Ⅱ．組織体制

当法人では、ご家族との面談等で連携を図るとともに、施設の行事等で家族との交流の機会を設ける。主なものは、芸術祭（5月）、ハロウィン（10月）、クリスマス会（12月）、全体研修（3月）

7 公益活動

- ・ 川戸町ゴミ捨てボランティア、買い物バス

8 事故発生時の対応

日頃より、衛生委員会、虐待防止委員会等でヒヤリハット報告等の分析を行い事故防止対策の強化を行う。万が一、支援の提供中に事故が発生した場合には 「障害福祉サービス等事業所における事故発生時の報告について（通知）」（25千保障第2407号 平成26年2月20日）に基づき、速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。感染症も同様に行う。記録の徹底を行う。

9 個別支援計画と会議及び支援の基本指針とその姿勢

（1）個別支援計画

支援の提供にあたり個別を重視した支援計画を作成すると共に当該支援計画に基づき適切に支援を提供する。

支援計画作成にあたり、利用者に対し当該支援計画について説明し同意を得る。

支援計画の実施状況について日頃より把握し、利用者について解決すべき課題がないか常に探求すると共に、毎月保護者に支援記録の内容を報告する。また、利用者やその保護者から意見や要望があれば必要に応じて支援計画を見直す。支援計画と現場が連動するように動くことを徹底。

（2）会議

- ・ 支援計画作成にあたり、支援会議を開く。
- ・ 支援計画の確実かつ円滑な実行のため会議により職員の意思統一を図る。
- ・ 施設の円滑な運営のため各種会議を適宜実施する。

（3）支援の基本原則

行動指針、支援方針に従い、事業方針に基づき支援を行います。

（4）利用者への接遇

Ⅱ．組織体制

基本的な接遇は次の通り

挨拶：自ら進んで、気持ちの通じ合う挨拶を。

呼び方：〇〇さんで統一

話し方：怒鳴らない、聞きやすいようにやさしく、丁寧に。

接し方：相手の立場に立つ。

プライバシー：部屋に入るときはノック。トイレ着替えはドアを閉めることが原則

言葉遣い：〇〇しなさい（命令口調）、〇〇したら〇〇しない（交換条件）、〇〇ダメ（禁止）等の語句はなるべく使わない。

同性介助：できるだけその様に行うが、人数不足の場合女性が男性を介助する場合もある。

衆前を意識した支援：外出先でも事業所内でも、場所を問わない支援でなければならない。
支援は第三者、家族、大衆、誰が見ていても納得できる支援をする。

注意は個別に：正しいことは正しい、間違っていることは間違いと正しく伝えること。ただし、注意をする場合個別に伝えること。

尊厳の保持：排泄や着替え等プライバシーにかかわることについては特段の配慮が必要になる。自身の言葉で表現できない方でも、どんな方にも尊厳があることは忘れてはならない。

10 社会生活上の便宜の供与

利用者さんの外出への協力、イベント実施を地域の方と行う。多くの交流の機会を大切にする。

11 健康管理、衛生管理及び協力医療機関

- ・ 健康管理 リバーたすクリニックの医師が利用者、職員の健康管理をする。
- ・ 衛生管理 感染予防マニュアルを改定、実行する。
- ・ 関係諸機関との連携 所管保健所との連携を密にし、万が一感染症等が発生した場合は医療機関において直ちに処置をするとともに、所管保健所、千葉市障害福祉課等関係諸機関に連絡し、指導を仰ぐ。記録の徹底をする。

12 情報の開示と提供

Ⅱ．組織体制

当法人は、運営規定の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、各種サービスの選択に資する重要事項を掲示して開示するほか、日々の事業や活動についてホームページや広報誌等の媒体を通じて広報する。多くの人に見える化できる支援を行い、分かりやすい運営を心掛ける。

Ⅲ. 令和2年度年間行事計画表

Ⅲ. 令和2年度年間行事計画表

Ⅰ 年間安全衛生推進計画

(1) 目標

感染防止対策、全グループホームでの「無事故・無災害」、

(2) 担当部署等

衛生委員会にて、感染症対策についての検討を行う。ヒアリハット・事故報告の検討、防災対策を行う。

(3) 具体的な実施事項

事務定例会議にて、新型コロナ対策についての方針、セクハラ及びパワハラ防止、メンタルヘルスに関する注意喚起を促すと共に、連絡相談窓口を周知する。年1回、職員のストレスチェックを行う。防災訓練の定期実施を行う。5Sチェックを月に一回行う。長期停電への対応、感染症対策、それについての必要備品・マニュアルの整備。

重点実施項目

コロナウィルス対策

基本方針	本年は働き方改革「休みやすい職場づくり」を目指します。有給休暇の取得、帰りやすい職場、仕事が一人に集中しないように心がける職場を目指します。											
目標	健康診断の100%受診、有給5日以上を取ること、防災訓練の徹底、労働災害0、交通災害0は引き続き目指します。											
実施項目	活動日程											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
衛生委員会の開催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
衛生委員会による職場巡視	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
喀痰吸引等研修事業の安全委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
年間安全衛生委員会の計画の作成											○	○
防災災害の計画づくり											○	○
防災訓練の実施	○					○				○		
労働衛生準備期間及び週間行事の実施				○	○		○	○				
集団健康診断の実施					○						○	
健康診断事後の措置の実施						○						○
職場レクリエーションの実施	○	○					○	○				
雇入時安全衛生教育	○	○							○			
災害事例の周知						○						
ストレスチェック				○								
ストレクチェックの事後措置の実施				○	○	○						
衛生推進者の育成			○									

Ⅲ. 令和2年度年間行事計画表

月	月間実施項目	安全衛生環境行事
4	感染症予防運動の実施（新型コロナウイルス対応の継続） 交通災害防止運動の実施 腰痛予防の実施	春の全国交通安全運動
5	資格取得向上運動の実施	リフレッシュ推進運動
6	食中毒防止の実施 防災パトロールの実施	環境月間 全国安全週間準備期間
7	健康診断の実施 ストレスチェックの実施 熱中症防止の実施	全国安全週間
8	熱中症防止の実施	夏季火災防止月間
9	健康診断受診促進活動の実施 有所見者のフォロー（精検受診フォロー） 防災訓練の実施	全国労働衛生週間準備期間 秋の全国交通安全運動
10	感染症・流行り病対策の実施 マスク着用強化の実施	全国労働衛生週間
11	インフルエンザ予防の実施	秋の全国火災予防運動
12	年末・年始無災害の確保 防災パトロールの実施 健康診断の受診率の集計	年末年始交通事故防止運動 飲酒運転・無謀運転の撲滅
1	年末年始無事故無災害の徹底 風邪・体調管理の徹底	年末年始無災害事故撲滅運動
2	整理整頓運動の実施 深夜勤務対象者の健康診断	健康診断受診促進運動
3	防災訓練の実施 各施設毎の防災マニュアル整備	春の全国火災予防運動

2 法人本部の事業計画

i 基本方針

① 事業の促進

Ⅲ. 令和2年度年間行事計画表

- ・ **基本理念**「誰もが地域で生活し、活躍の機会をもてる社会を目指します」に基づき、誰もが自分らしく活躍できる地域社会を目指し、地域でなくてはならない存在なることを目指す。

- ・ **広報活動**

情報の開示（事業計画、事業報告、予算書、決算書、契約書・重要事項説明書等）

- ・ **事業の効率化と改善**

事務処理一本化

業務改善の対案による効率化

- ・ **経営状況の把握**

状況変化への対応と分析

地域福祉ニーズの情報把握

会計事務所との連携により適正な会計処理

- ・ **人材の確保と養成**

適切な人材の配置

柔軟なシフトづくり

職員募集、中堅職員の養成、指導職員の資質向上、組織における信頼関係の構築

- ・ **研修や地域のつながりへの積極的な参加**

職務職責に応じた人材育成のための個別研修計画及び教育システムづくり

- ・ **安全衛生管理**

非常災害対策・避難防災訓練及び救急法受講、AEDの使い方受講

川戸町との連携した、避難訓練

- ・ **安全運転管理**

職員の意識向上のための安全運転講習会の実施。

危機管理、緊急時対応マニュアルの作成

- ・ **虐待防止委員会の開催**

- ・ **衛生管理**

産業医による職員のケアを実施、衛生委員会の開催（毎月）

メンタルヘルスの取り組みへの継続

Ⅲ. 令和2年度年間行事計画表

リスクアセスメントによる事故防止対策

ストレスチェックの実施

- ・ 施設整備の保全と環境設備

設備保守に関する知識と職員意識の向上

危険個所の改善と環境整備による保全

5S点検による巡回報告書を毎月できるようにする。

コンプライアンス

- ・ 幹事監査（5月）
- ・ 会計内部経理監査（年1回）
- ・ 会計指導（毎月・白土会計事務所）
- ・ 評議委員会
- ・ 評議員専任解任委員会

ii 法人の組織と会議

法人組織ごとの会議は次の通り予定する。ただし、必要に応じてそれぞれ適宜運営する。

評議員会、理事会、運営協議会、評議員専任解任委員会

- ・ 法人行事

芸術祭、納涼祭、車いすウォーク、ハロウィンパーティー、クリスマス会

初詣、福祉まつり、全体研修会

3 平成32年行事予定表

4月	1日 辞令交付、新人研修	3日 川戸町お花見
	26日 喀痰吸引等研修	
	27日 衛生委員会等	第4月曜日
5月	25日 衛生委員会等	川戸地区歓送迎会
	24・25日 喀痰吸引等研修（重度統合版）	

Ⅲ. 令和2年度年間行事計画表

	24日 りべるたす芸術祭	
6月	24日 喀痰吸引等研修	10日 ICT救助隊勉強会
	29日 衛生委員会等	23日川戸町バス旅行
7月	26・27日 喀痰吸引等研修・重度統合版	
	27日 衛生委員会等	
8月	31日 衛生委員会等	13日、14日川戸町納涼祭
9月	20・21日 喀痰吸引等研修・重度統合版	15日 川戸町敬老会
	28日 衛生委員会等	川戸地区防災訓練
	24・25日 全体研修	18日 ICT救助隊勉強会
10月	25日 喀痰吸引等研修	川戸地区スポーツ祭
	26日 衛生委員会等	4日車いすウォーク
11月	29・30日 喀痰吸引等研修・重度統合版	3日 川戸町菊見会
	30日 衛生委員会等	18日 川戸町子ども会まつり
12月	28日 衛生委員会等	31日 川戸町神社を守る会
		20日りべるたすクリスマス会
1月	24・29日 喀痰吸引等研修・重度統合版	川戸町新年会
	25日 衛生委員会等	元旦 初詣
2月	28日 喀痰吸引等研修	19日 ICT救助隊勉強会
	22日 衛生委員会等	
3月	21・22日 喀痰吸引等研修・重度統合版	29・30日 全体研修
	29日 衛生委員会等	

V. 防災計画

V. 防災計画

- 災害時の対応・体制については、後ろの非常災害時対策シートに則ってください。
- 連絡が取れる場合と連絡が取れない場合があるが、臨機応変に現場を守るものとして、対応して下さい。重要なことは、レベル3の時には避難です。また、その際は災害対策本部を設置します。いつ何時どんなことが起こるかわからないという想定を常にもちましよう。

1 避難をするかどうかの判断

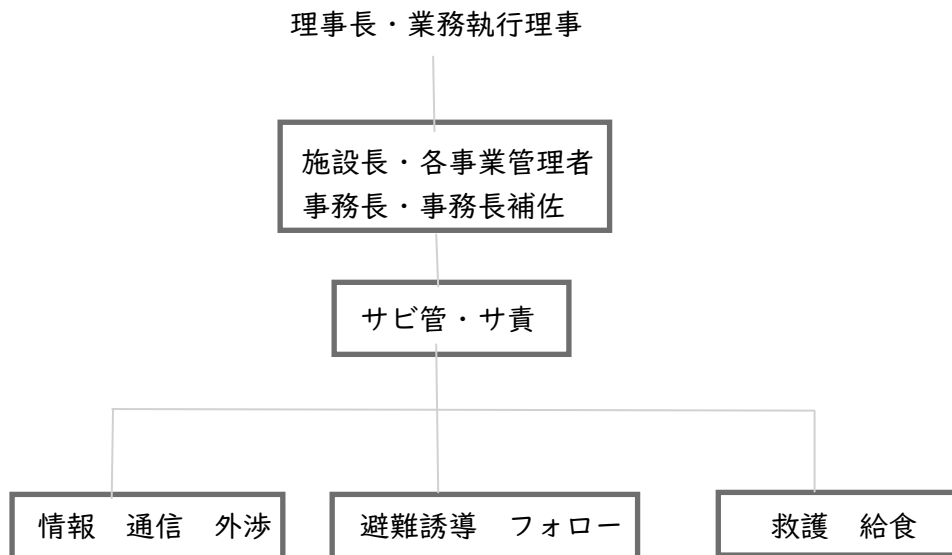
- (1) ① 火災発生時に火が建物に燃えうつる可能性がある
 - ② 建物内の火災
 - ③ 建物の倒壊の恐れ
 - ④ 水害で流される恐れがある場合には避難を検討する。
- (2) 避難時は軽度な人から手前の人を優先して行う。
 - (3) 安否確認の役割分担、ホームヘルパーの管理者が在宅、サービス管理責任者がグループホーム、相談支援・ケアマネが担当している人、医師・看護師 必要な対応に当たる。
 - (4) 統括指揮者の指揮を待つ（指揮ができない場合もある）。
 - (5) 電源の確保の必要な方等の整理と、非常電源にいつ切り替えるかについて検討する。

2 災害時における緊急の組織体制（災害対策室）

- (1) 災害対策室の設置時期 レベル3の被害が起こった時。
震度5強以上の地震とその他風水害など大災害発生時に設置
(理事長、又は業務執行理事の指示、不在時は管理者等の職制上位の者による。)
- (2) 対策室の設置場所
社会福祉法人りべるたす事務所（千葉市中央区川戸町 468-1）

【組織内容】

V. 防災計画



3 任務

- ① 被災状況（災害発生地・全ての GH、周辺状況）の情報収集と伝達
- ② 対策上の重要事項の決定、指示、命令、発表
- ③ 利用者状況の確認
- ④ 職員状況の確認
- ⑤ 救出・救助の指示
- ⑥ 職員の帰宅についての安全確認と帰宅指示
- ⑦ 千葉市及び関係施設との情報交換と支援要請

4 緊急連絡

- (1) 安否確認は以下のように行い、事業所もしくはレベル3の場合は災害対策本部へ報告すること。
- ① グループホームはホーム長もしくはサブホーム長によって利用者、職員の安否確認と緊急動員の必要性の確認を行う。
 - ② ホームヘルプはサービス提供責任者により利、上に重複していない利用者と今支援中の職員の安否確認と緊急動員の必要性の確認を行う。

V. 防災計画

- ③ 通所事業は管理者により上に重複していない利用者と今支援中の職員の安否確認と緊急動員の必要性の確認を行う。
- ④ 訪問看護は上に重複していない利用者と今支援中の職員の安否確認と緊急動員の必要性の確認を行う。
- ⑤ 相談支援センターでも上に重複していない利用者と今支援中の職員の安否確認と緊急動員の必要性の確認を行う。

(2) 注意事項

- ・ 連絡は簡潔に。長電話はしない。(定型句で)

5 情報の収集と提供

(1) 情報収集等

情報収集の項目	情報収集の方法・担当者
利用者の安否確認	現場職員が確認
職員の安否確認	緊急連絡網により電話確認
建物の被害状況の把握	管理職員が収集。 建物の被害調査を、建築業者に依頼。
設備や物品の被害状況の把握	管理職員が収集。業者に被害調査を依頼。
ライフラインの被害状況 (水道、電気、ガス、電話等)	災害時における緊急の組織体制で定めた任務分担に従い、情報を収集。
関係機関連絡先	別紙参照

(2) 注意事項

- ・ 利用者の安否確認を行う。
- ・ 職員の安否確認を行う。(建物内の職員、外出中の職員)
- ・ けが人の有無(程度も)を把握し、必要な応急処置を行う。
- ・ 収集した情報は、災害対策本部が事業所で貼り出し、情報の一元管理を図る。
- ・ 災害対策用の職員の収集と自宅待機職員の振り分けを行う。
- ・ 勤務時間外に発生した場合や主要職員の参加が難しい場合、参集者で災害対策室を立ち上げる。

関係機関連絡先一覧

V. 防災計画

千葉市役所	043-245-5111
千葉市中央消防署	043-202-1615
中央消防署宮崎出張所	043-263-2583
千葉市中央警察署	043-244-0110
千葉市保健所	043-238-9920
カラカマ工務店	043-264-1052
やまとばし不動産	043-224-5351
信和不動産	043-261-4672

グループホーム一覧

すまいる①	中央区星久喜町 942-5 ハイツ佐野 1-103号	
すまいる②⑥⑨④	中央区千葉寺町 437 プラムハウス 103号 105号 室 206号室 106号室	
すまいる③④	中央区蘇我 2-7-13 ドルチェ SOGA101号 102号	
すまいる⑤	中央区宮崎 2-7-13	043-497-3871
すまいる⑦	中央区宮崎町 518-6 Kハウス宮崎 B棟	043-488-6610
すまいる⑧	中央区川戸町 468-1	043-308-8661
すまいる⑩⑪⑫	中央区川戸町 429-49	043-312-7125
すまいる⑬	中央区川戸町 312-23	043-312-2165
すまいる⑮	中央区長洲 2-9-3	

社用携帯一覧（50音順）

天野 喜彦	070-4506-7439
池田 敏子	070-5554-3687
伊藤 佳世子	070-5556-7213
岡本 拓也	070-5079-4259
小山 幸子	070-5551-7599
鶴岡 由美子	070-6451-8028
成川 徹	070-6435-1055
林 典子	070-5551-8873
福井 佐一	070-5552-7302
藤木 翔太郎	070-5556-3823
藤嶋 嘉奈子	070-6517-5973
堀 智貴	070-5574-6850

6 応急救護・初期消火・避難等

V. 防災計画

応急 救護	職員による 応急処置	職員による応急手当を実施する。
	医療機関へ の搬送	119番通報により、救急車を要請する。
初期 消火	火の始末	地震の揺れが止まってから、火気使用場所を点検する。 【点検場所】 ・キッチン ・コンセント回り
	初期消火	火災を発見した場合は、大声で周囲の人に伝える。 自火報のボタン、もしくはベルのボタンを押す。 初期消火に努める。 大災害の場合、消防車が遅れることを考慮しておく。
避 難 等	避難誘導	避難が必要な場合、避難誘導に従い落ち着いて行動する。 お互いに声を掛け合い、励ましながら。
	避難場所	火災時は、屋外に避難する。 風水害による洪水や土砂崩れの場合、大網街道方面へ。 ※ライフガーデン仁戸名駐車場にて待機。 地震時はその場にとどまる。利用者と自分自身の安全を図る。
	非常持ち出し	あらかじめ非常用バッグを用意し、必要なものを収納しておく。
	大地震発生 時の落ち合 い場所	施設の倒壊等で外部へ避難する場合、川戸地区は川戸中学校へ集 合。すまいる5は宮崎小学校、すまいる7は大森小学校 プラムハウスは末広中学校

避難レベルについて（レベル1～3）

レベル1	緊急な非難をするまでもないが、今後の状況変化が想定される状況。
レベル2	状況が悪化している中で、停電や浸水など建物に被害が出る可能性あり、もしくは出ている状況。
レベル3	建物自体の倒壊等が予想され、建物内にいることが危険な状況。

非常災害対策

- 1 災害対策本部 千葉市中央区川戸町468番地1 法人本部に設置
- 2 統括管理者 堀 智貴

各管理者、現場は連絡が取れうる限り指示をもらう、報告をすること。

連絡が取れないことがない限りは、連絡報告を必ずすること。

V. 防災計画

- 3 ホワイトボードに災害の起こった状況、時間を書き込む。
各グループホームごとの状況、利用者・職員の安否、
必要物資のチェック。
- 4 障害福祉課、介護保険課への報告。
- 5 FB、ホームページ等での状況の発信。

7 新型コロナ対策

りべるたす新型コロナウイルス感染対策方針 2020.3.30

- 1 手洗いと手指アルコール消毒、手荒れ防止のスキンケア、咳エチケットの徹底を行います。
ドアノブ、ベッド柵、手すり等を触った手で、自分の顔、利用者、他の職員への直接の接触をしないことを徹底する。ドアノブ、ベッド柵、手すり等を触った手は、必ずアルコール消毒または手洗いを行うことを徹底する。
- 2 発熱者は、利用者・職員ともに、法人で経過管理します。
- 3 マスクの使い方の徹底（サージカルマスクについてはWHOの基準の通り、発熱者や風邪症状がある人を介護するときのみ使用。備蓄に限りがあるため施設内アウトブレイクに備えます）
- 4 新型コロナ感染者発生時の隔離想定のシミュレーションを早急に行います。
- 5 面会制限はしばらく継続いたします。映像通信などのICTを使ったコミュニケーションができるように早急に体制を整えます。業者の方は居室には入らず、玄関でお願いします。
- 6 病院は集団感染リスクが高いことから、通院は引き続き控えていただけるようお願いいたします。クリニックで薬の処方はお手伝いします。
- 7 「3密」を防ぎます。離れていられるときには離れる、換気を一定間隔で行います。
- 8 グループホーム入居者の方には、公共交通機関を利用しないこと、多くの人が集まる場所に行かないことをお願いすること。

施設内に新型コロナウイルスを持ち込ませないための考え方。

新型コロナウイルスは、施設外から持ち込まれます。具体的には、面会者、納入業者、職員、医療機関を受診する入所者によって、ウイルスが持ち込まれることを想定する必要があります。

1) 面会中止および業者の制限

このため、新型コロナウイルスの地域流行が認められているときは、原則として面会はずべて中止とします。

納入業者による物品の搬入なども玄関先で行います。どうしても立ち入る必要があるときは、玄関先でアルコール

V. 防災計画

による手指衛生を行ったうえで、トイレも含め共用の場所には立ち入らないように求めます。

なお、入所者の外出については、野外の散歩程度であれば制限する必要はありません。身近な買い物についても可能ですが、施設に戻ったときの手指衛生を心がけるようにしてください。

2) 職員の手指衛生と健康管理

職員についても、玄関先で手指衛生を行ってください。出勤時の検温と症状確認をして、軽微であっても発熱や咳などの症状があれば休ませます。勤務中であっても症状を認めた時点で、必ず休ませてください。

職員と同居している家族が新型コロナウイルス感染症と診断されているときは、最後に暴露した日（同居する家族の症状を最後に認めた日）から14日間の就業制限が求められます。あるいは、その家族が表1に示すような新型コロナウイルス感染症を疑う状況であれば、これに準じた対応が求められます。

===

表1 新型コロナウイルス感染症を疑うべき状況

・14日以内に新型コロナウイルス感染している者と濃厚に接触しているとき（患者と同居している／互いにマスクを着けずに数分間の会話をした／閉鎖された空間に1時間以上一緒にいた）

・発症してから4日以上が経過しているものの軽快せず、かつインフルエンザなど他の疾患が同定されていないとき

・地域において新型コロナウイルス感染症の大きな流行が認められているとき

===

一方、家族に症状を認めていても、新型コロナウイルス感染症を疑う状況でなければ、当該職員に就業制限をかける必要はありません。ただし、新型コロナウイルス感染症ではないと言い切れるものではなく、最後に暴露した日（同居する家族の症状を最後に認めた日）から14日間を厳密な観察期間とします。この期間はサージカルマスクを必ず着用し、手指衛生も心がけながら業務にあたります。そして、勤務中でも症状を認めた場合には、すぐに業務から外れなければなりません。

3) 定期受診の延長もしくは電話診療

入所者が医療機関を受診する際には、とくに感染予防を本人と支援者ともに注意する必要があります。医療機関では、定期受診する慢性疾患の患者と発熱患者とが接触することがないように、空間的もしくは時間的に分離する工夫をしていることがあるので、あらかじめ電話をかける等して受診方法を確認してください。受診するにあたっては、サージカルマスクを着用して、受診前後および院内の公共物を触れたあとの手指衛生を心がけます。

なお、慢性疾患の状態によっては、患者数が増大している時期に医療機関を受診しなくてよいように、長期処方を求めることも検討してください。また、電話による診療でファクシミリ等による処方箋発行が受けられることがあります。かかりつけ医に相談してください。

3. 施設内で新型コロナウイルスの流行を疑うとき

地域で新型コロナウイルス感染症が流行している状況では、施設内で働く全ての職員は、標準予防策を徹底するとともに、常にサージカルマスクを着用して業務にあたります。

そのうえで、毎日2回、全入所者と職員について発熱や咳などの症状の有無を確認します。もし、ひとつのフロアにおいて複数の入所者や職員に発熱や症状を認めた場合には、新型コロナウイルス感染症が当該フロアで流行している可能性を疑います。さらに、これが複数のフロアで認められる場合には、施設全体で流行している可能性を疑います。とくに、発熱や症状を認めている入所者や職員の数が日ごとに増えている場合には、以下に述べる対策を緊急に開始する必要があります。

1) 症状のある入所者への対応

医師の診察を要するかの判断

原則として、かかりつけ医の事前指示もしくは電話相談により医師の診察を要するかを決定します。一般的には、

V. 防災計画

体温が 37.5℃未満であり、咳や倦怠感などの症状も軽微であれば、経過を見守ることも可能です。ただし、表 1 に示す新型コロナウイルス感染症を疑う状況では、かかりつけの医師等に速やかに相談するとともに、必要な検査等が受けられるかを確認してください。

1日4回の状態確認を行って、症状が長引いている場合、呼吸苦を訴えている場合、意識レベルの低下を認める場合、水分や食事がとれなくなっている場合など、重症化の兆候を疑うときは、医療機関へ搬送する等の速やかな対応が求められます。

本人に求める感染対策

軽微であっても症状のある入所者には、できるだけ個室管理としてトイレも専用とします。部屋のドアは閉めておき、適宜、換気を行います。個室が確保できないときは、ベッド周囲のカーテンを閉める、他の入所者とのあいだに衝立を置くなどの飛沫感染予防を徹底します。やむを得ず室外に出るときは、マスク着用と手指衛生の徹底を求めます。

食事については、個室内で介助することが原則です。個室における専用の入浴以外は中止して、身体清拭とします。

使用したタオル等については、原則として他の入所者とは別に洗濯してください。どうしても一緒に洗う、もしくは共用する必要がある場合には、熱水で処理(80℃10分間)もしくは次亜塩素酸ナトリウム溶液(0.05~0.1%)に浸漬してから洗濯します。

ケアにあたる職員の感染対策

ケアにあたる職員は、サージカルマスクと手袋を必ず着用します。さらに、飛沫をあびる可能性があるときは使い捨てエプロンとアイゴーグルを着用します。担当する職員については、できるだけ有症者のみの対応とするなどして、症状のない入所者へのケアと業務が交わることがないようにします。

なお、サージカルマスクは利用者ごとに交換する必要はありませんが、手袋とエプロンは利用者ごとに交換してください。一方、アイゴーグルについては、当該職員専用としていれば、再利用することができます。これら感染防護具が入手できないときは、表 2 を参考として代用してください。

===

表2 感染防護具が入手できないとき

サージカルマスク:布やガーゼによるマスクで代用する。鼻までが覆えるように工夫すること。ただし、防御機能は低下しているため、できるだけサージカルマスクを入手する。

手袋:ケア直後の丁寧な手洗いで感染は防御できる。

使い捨てエプロン:ゴミ袋の底に1カ所と側面の2カ所に穴を開けて、レインコートのように被ることで代用できる。

アイゴーグル:透明なアクリル板を適切なサイズに切って眼鏡に張り付けることで防御できる。

===

2) 症状のない入所者への対応

本人に求める感染対策

症状のない入所者であっても、できるだけ個室で療養いただきます。個室が確保できないときは、ベッド周囲のカーテンを閉める、他の入所者とのあいだに衝立を置くなどの飛沫感染予防を行います。また、定期的な換気を行ってください。

食事についても、できるだけ個室で行うことが望ましいですが、介助する人員が十分でない状況等においては、症状のない入所者に限って共用エリアでの食事介助も考えられます。

トイレを専用とする必要はありませんが、できるだけ指定されたトイレを使用するように求めて、不特定多数が同一のトイレを使用することがないようにします。

入所者相互に交流するレクリエーション等は中止として、必要なリハビリテーション等は個室内で実施します。ただ

V. 防災計画

し、一定の距離を空けたうえでであれば、テレビを観るといったことは可能と考えられます。入所者同士が直接触れ合ったり、近距離で会話することがないようにしてください。

ケアにあたる職員の感染対策

ケアにあたる職員は、サージカルマスクと手袋を必ず着用します。さらに、飛沫をあびる可能性があるときは使い捨てエプロンとアイゴーグルを着用します。

4) 施設内の環境消毒

施設内で共用している手すり、ドアノブ等の高頻度接触表面について、アルコールや抗ウイルス作用のある消毒剤含有のクロスを用いて、1日3回以上の清掃・消毒を行います。

症状のある入所者の室内清掃など、とくに汚染が疑われる場所の環境清掃を行うときは、手袋、サージカルマスク、ガウン、アイゴーグルを着用します。

5) 濃厚接触した職員への対応

すでに症状を認めていた入所者について、サージカルマスクとアイゴーグルを着用しないまま数分間以上のケアを行っていた職員は、最後に曝露した日から14日間の就業制限とします。

また、手袋を着用せずに、分泌物や排泄物と直接接触し、直後に手指衛生を行わなかった職員についても、最後に曝露した日から14日間の就業制限とします。

レベル1～レベル3に分けてグループホームの対応をする。

レベル1 地域での発生を認めていない状況

http://plaza.umin.ac.jp/~ihf/others/covid_e1.pdf

地域で感染者の報告はありますが、いずれも渡航歴や接触歴のある患者であって、流行状況は限定的であると考えられる状況です。十分な警戒が必要ですが、厳格な制限は求めません。たとえば、面会者に症状確認を求めますが、面会禁止とはしません。職員の健康管理が重要です。何らかの経路でウイルスが持ち込まれ、施設内での集団発生が引き起こされる可能性があることを前提とし、症状のある入所者への対応については強化します。また、感染防護具が不足する状況が続くことも考えられるため、アイゴーグル、マスク、ガウン、手袋について、必要な交換頻度と手に入らない場合の代用手段について紹介しています。

レベル2 地域で発生しており、患者への入院勧告が行われている状況

http://plaza.umin.ac.jp/~ihf/others/covid_e2.pdf

渡航歴や接触歴のない患者の報告が増加しており、地域での流行が始まっていると考えられる状況です。この段階では、施設内にウイルスが持ち込まれないように厳格な対策をとる必要があります。すなわち、原則として面会禁止とし、納入業者による物品の搬入なども玄関先で行います。施設職員は常にマスク着用として、症状確認を徹底します。入所者が医療機関を受診する際にはサージカルマスクを着用し、手指衛生を心がけることを求めています。症状のある入所者への対応についても、引き続き強化していきます。

レベル3 地域で流行しており、患者への入院勧告が行われない状況

http://plaza.umin.ac.jp/~ihf/others/covid_e3.pdf

地域における感染拡大が進んでいる状況です。この段階では、入所者の感染が確認されたとしても、軽症であれば入院措置とはならず、施設において療養継続となる可能性があります。また、すべての疑われる患者に対して

V. 防災計画

は PCR 検査が実施されなくなることも考えられます。誰が感染しているか分からなくなっていることを前提に、施設を守っていく考え方を紹介しています。また、感染者が医療機関を多数受診している可能性があるため、入所者による不要不急の受診を避けることも求めています。